

(陳受5第5号)

吉祥寺本町2丁目4番先の道路陥没事故に市が支出した復旧費用等の詳細な金額を議会へ行政報告することを求めることに関する陳情

受理年月日	令和5年2月13日
-------	-----------

陳情者	山本 徹
-----	------

### 陳情の要旨

令和3年11月2日に起きた「吉祥寺本町2丁目4番先の道路陥没事故」に関して支出した金額の概算については、令和4年9月12日の建設委員会にて行政報告がされていますが、道路復旧費用、調査に要した費用、近隣住民への補償費用、第三者機関への委託費等々の詳細な金額についてはいまだ議会へ行政報告がありません。

令和4年12月13日、道路管理課へメールにて問い合わせたところ「令和4年度決算委員会で報告する」旨の返信がありました。決算委員会での報告では、市民にとっては大変分かりづらく、膨大な資料の中から捜せと言われてもどの項目を見ればよいのかも分かりません。なぜ、行政報告をせずに決算委員会で報告をするのか、甚だ疑問に思うところです。

武蔵野市自治基本条例第9条には「市は、市民の市政への参加を促進するため、市民の知る権利について保障するものとする。」との記載があり、市民の知る権利を奪っていることになるのではないのでしょうか。以上の趣旨により、下記について陳情いたします。

### 記

市が支出した費用（立替分も含む）の詳細な金額を議会へ行政報告すること。